

担い手となる若手農家や担い手農家が安心して施設園芸を中心とした農業経営に取り組めるよう、農地の改良やハウスの移転など、自然災害に強い農場づくりの取り組みを支援します。

対象者	新規就農者及び担い手農家
対象事業	①既存ハウス農地の嵩上げ（畑地化）やハウス施設内のみの嵩上げ ②新設及び移転予定農地の嵩上げ（部分客土含む） ③農地の排水路新設や溝掘り等の排水対策 ④改良済農地へのハウス移転費 ⑤既存農地での工事施工のためのハウスの解体・再構築費 【対象事業費 合計 30 万円以上】
補助率	補助率：2／3 ※ただし、新規就農者や過去から対策に取り組み、更に改良や移転が必要と認められる認定農業者 【補助率 3／4（事業費 400 万円まで）】
事業実施期間	平成 34 年度まで
その他	農業委員会の田畑転換の手続きが必要な場合があります。

＜お問い合わせ先＞舞鶴市役所農林課（電話 66-1023）